

大船渡地区環境衛生組合議定会議録

令和 6 年 2 月 1 4 日招集

第 1 回 定 例 会

大船渡地区環境衛生組合

大船渡地区環境衛生組合告示第1号

令和6年大船渡地区環境衛生組合議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月7日

大船渡地区環境衛生組合

管理者 大船渡市長 淵 上 清

記

1 期 日 令和6年2月14日（水）午後1時

2 場 所 大船渡市役所 議員控室

令和6年大船渡地区環境衛生組合議会

第1回定例会議事日程表

議事日程第1号

令和6年2月14日（水） 午後1時開議

- | | | |
|------|-------|---|
| 日程第1 | | 会期の決定 |
| 日程第2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | 議案第1号 | 令和6年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて |
| 日程第4 | 議案第2号 | 令和5年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）を定めることについて |

出席議員（9名）

議長	東 堅市 君	副議長	佐々木信一 君
1 番	佐藤 優子 君	2 番	金子 正勝 君
3 番	森 亨 君	5 番	金野 千津 君
6 番	船砥 英久 君	7 番	山本 和義 君
8 番	紀室 若男 君	10 番	熊谷 昭浩 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	大船渡市長	浏览	清 君
副管理者	住田町長	神田	謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	引屋敷	努 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	橋本	邦彦 君
事務局長		舞良	重徳 君

幹事出席者

大船渡市市民生活部市民環境課長	鈴木	康代 君
住田町町民生活課長	鈴木	絹子 君

事務局出席者

書記	笹崎	大岳 君
書記	新沼	宏平 君

○議長（東堅市君） ただいまから令和 6 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 10 名全員であります。

○議長（東堅市君） ここで、議事日程に入る前に諸報告を行います。

大船渡地区環境衛生組合監査委員から、令和 5 年度定期監査結果及び令和 5 年度 11 月分から 12 月分の一般会計並びに歳計外現金の例月出納検査結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。以上で諸報告を終わります。

○議長（東堅市君） それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長（東堅市君） 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

○議長（東堅市君） 次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定により議長から、9 番佐々木信一君、10 番熊谷昭浩君の両名を指名いたします。

○議長（東堅市君） 次に日程第 3、議案第 1 号、令和 6 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについてを議題といたします。管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（淵上清君） はじめに、この度の能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げるところであります。また、一日も早く日常生活を取り戻せるようお祈り申し上げます。

それでは、令和 6 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算の審議に先立ち、組合運営の基本方針を申し述べさせていただきますので、議員各位の御理解と御協力をあらためてお願い申し上げます。

わたしたちの暮らしは、豊かな自然とそこから得られる恵みによって成り立っており、この快適な環境を後世に引き継ぐことは、今を生きる全ての者にとって、義務であり、使命であります。今日の世界は、気候変動問題、海洋プラスチックごみ問題、生物多様性の損失といった地球環境の危機に直面しており、廃棄物の適正処理はもちろんのこと、再資源化による循環型社会の構築に向けた取り組みの重要性が増してきております。

このような中、一般廃棄物処理の一翼を担う当組合におきましては、構成市町である大船渡市及び住田町の協力のもと、岩手沿岸南部クリーンセンターとの連携により、家庭等から排出されるごみの収集及び適正処分に鋭意取り組んでいるところであります。この結果、当

組合における昨年度の可燃ごみ及び不燃ごみの総排出量は、ピーク時の平成 15 年度と比較して、約 36 パーセント減少しております。ごみの取扱量は今後も減少傾向が続くと予測しておりますが、その要因には、管内人口の減少のほか、ごみの減量化・再資源化に対する企業努力、住民一人ひとりの意識の向上があげられるものと受け止めております。今後も、構成市町等との連携により、新たなプラスチックリサイクルの取組を模索するなど多様化する諸課題への的確な対応に努め、一層のごみの減量化や分別、リサイクル等の適正処理を推進し、廃棄物行政に取り組んでまいります。こうした観点に立ちまして、令和 6 年度一般会計予算について申し上げます。

ごみの収集・運搬業務につきましては、現在、一部地域の可燃ごみを除き、民間委託事業者により収集等が行われております。引き続き、組合が保有する人的・物的資源の効率的かつ効果的な活用を考慮したうえで、事業の安定化を図りながら、段階的に委託化を進めてまいります。また、令和 6 年度は、可燃ごみ及び不燃ごみの収集業務等の契約を 3 年ごとに見直す時期にあたりますことから、引き続き安定した業務運営が行えるよう取り組んでまいります。

中間処理業務につきましては、焼却処理を担う岩手沿岸南部クリーンセンターの積込中継基地としての役割を維持するとともに、周辺地域の生活環境に配慮しながら、計画的なごみの搬出が図られるよう取り組んでまいります。また、大船渡地区クリーンセンターに収集または直接搬入により受け入れたごみの分別とリサイクル処理を適切に行い、廃棄物の再資源化と最終処分量の低減に努めてまいります。

最終処分業務につきましては、埋め立て地内の保守管理により、近隣地区の自然環境や生活環境に配慮しながら、岩手沿岸南部クリーンセンターで発生した溶融飛灰等の埋設処理を計画的に進めてまいります。また、浸出水処理施設の適切な維持管理を行い、安全な水の放流を保持するとともに、基準値以下となっている原発事故由来の放射性物質の測定調査をモニタリング事業として継続してまいります。

そのほか、ごみの減量化及び再資源化を推進するため、資源古紙の定期的な収集や家庭で不用となった蛍光灯、乾電池等の水銀使用廃製品及び小型家電製品の分別を促すとともに、清掃美化運動推進事業や集団資源回収事業の実施により資源循環型社会の構築に努めてまいります。

また、組合が保有する施設等につきましては、全体的に老朽化が進んでおりますことから、引き続き予防保全を念頭に長寿命化による施設管理を推進してまいります。

最後に、職員の安全管理等につきましては、収集、中間処理、最終処分の各業務において、従事者への注意喚起を促すとともに、施設設備の保守管理を徹底し、現場で必要な技術研修等の機会を確保するなど、職員の資質向上に努めてまいります。

なお、詳しい内容につきましては、事務局長から説明させていただきますので、ご審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。私からは以上であります。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは、令和 6 年度一般会計予算の具体的な内容について

ご説明いたします。

議案書の議案第1号をお開き願います。議案第1号、令和6年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第211条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。別冊の令和6年度大船渡地区環境衛生組合予算書により説明させていただきます。

予算書1ページをお開き願います。令和6年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算。令和6年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,018万2千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を、流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。お開き願います。第1表歳入歳出予算、歳入でございます。款、項、金額の順に申し上げます。1款分担金及び負担金、1項分担金2億1,043万円。2款使用料及び手数料、1項手数料1,837万8千円万円。3款国庫支出金、1項国庫補助金39万6千円。4款1項繰越金1千円。5款諸収入、1項組合預金利子1千円。2項雑入97万6千円。以上、歳入合計額を2億3,018万2千円とするものでございます。

3ページをご覧願います。歳出でございます。款、項、金額の順に申し上げます。1款1項議会費35万1千円。2款総務費、1項総務管理費2,736万4千円。2項監査委員費5万8千円。3款衛生費、1項清掃費1億9,361万6千円。4款1項公債費869万3千円。5款1項予備費10万円。以上、歳出合計額を2億3,018万2千円とするものでございます。

お開き願います。第2表、債務負担行為。事項、期間、限度額の順に申し上げます。可燃物収集業務。令和7年度から令和8年度まで、1億1,134万6千円。不燃物処理・粗大ごみ等広域運搬業務。同じく令和7年度から令和8年度まで、3,601万4千円。令和6年度を初年度とする向こう3年間における可燃物収集運搬業務と不燃物処理及び粗大ごみの広域運搬業務の委託契約を締結するにあたり令和7年度及び8年度の2か年の債務負担行為について定めるものでございます。

次に、予算に関する説明書でございます。6ページをお開き願います。歳入歳出予算 事項別明細書でございます。1総括、説明が重複する部分は省略させていただきます。歳入、6款組合債につきましては、本年度、予算計上はありません。歳入及び歳出の本年度予算額について、前年度予算額との比較では、381万1千円の減額となっております。

7ページをご覧願います。2歳入でございます。款、項、目、本年度の順に、主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金、1項、1目分担金2億1,043万円。内訳はご覧のとおりでございます。大船渡市及び住田町の分担金内訳については、22ページ以降、積算根拠等を掲載しておりますのでご参考にさせていただきたいと存じます。続きまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料1,837万8千円、廃棄物処理手数料でございます。一般家庭及び事業系のごみをクリーンセンターに直接搬入する際の手数料でございます。3

款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金39万6千円。最終処分場における放射性物質測定費用に対する補助金でございます。8ページをお開き願います。5款諸収入、2項、1目雑入97万6千円。再資源化等を目的に古紙類を収集した際の業者引渡し収入等でございます。

9ページをご覧ください。3歳出でございます。款、項、目、本年度の順に、主なものを申し上げます。11ページをお開き願います。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費1億9,361万6千円。技労職にかかる人件費のほか、7節報償費、報奨金200万円、ごみの再資源化等を目的に、地域子ども会や町内会組織など登録団体が集団回収を行い、有価物を資源回収組合に引き渡す際、取扱量に応じ奨励金を交付するものでございます。10節需用費、修繕料846万円。積込中継施設、不燃物処理施設及び車両修繕等に係る費用でございます。12節委託料、主なものといたしまして、可燃物収集5,567万3千円。可燃ごみの収集運搬にかかる委託費用でございます。不燃物処理・粗大ごみ等広域運搬1,800万7千円。不燃ごみの収集ほか、粗大ごみ等の沿岸南部クリーンセンターへの運搬費用等にかかる委託費用でございます。お開き願います。13節使用料及び賃借料324万5千円。組合施設用地の賃借料等でございます。17節備品購入費210万円。最終処分場用の作業車両1台の更新費用でございます。4款、1項公債費、1目元金846万9千円。令和2年度に実施しました煙突の解体工事、また、令和4年度に実施しましたダストドラムの修繕及び交換に伴う起債償還等でございます。

お開き願います。14ページ給与費明細書以降の説明は省略させていただきます。以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。次に、議案第1号について質疑を許します。ありませんか。10番、熊谷議員。

○10番（熊谷昭浩君） 10番、熊谷昭浩です。全体的な点について質問、それからお願いになると思いますが、今、気候変動問題ということで、今回の冬もですね非常に暖かい、暖冬を見ても心配だなあという風に思ってますが、その中で我々はいかにごみを減量化しながら、自然を保護していくかというのが、本当に我々の使命だなという風に思っておりまして、この市長からの運営方針でも話されましたが、15年度から比較して36%減少したということで、色々な取り組み、あるいは人口減少も進んでますので、そういった中で減量化が進んできたんだろうなと思っております。ただ一方では、さらに人口減少の流れに任せると言いますか、そういったもので減量化が進んでいますよということだけではなくて、さらに減量化に向けた取り組みを進めなければならないなと思っておりますが、その点で、毎年話はしてますけれども、例えばごみの収集手数料ですかね、有料化がですね、全国的にも2021年のデータも66%以上を超えてきたということで、岩手県では北上市のみでありますけれども、今やれというのではなくて、いずれ有料化に進む方向にもなるんじゃないかということで、ごみを一つ出すにも二つ出すにも三つ出すにも無料ですよというのは、税の公平負担からも、そこはやはり検討していくべきだと思っておりますが、今、例えば有料化に向けた検討がされているものか、あるいは今やれというのではなくて今後検討は進めていくべきだと思っておりますので、その辺でのご答弁をお願いしたいなという風に思っております。メリット部分では減量が進んでいくという話も聞いてますし、あとデメリットでは不法投棄がある面では進んでいくという話も聞きますので、総合的な見方をして、やはり検討しながら市民の皆さん

と町民の皆さんと、色々キャッチボールしながら減量化に向けた点を含めながら取り組みをすべきだという風に思いますので、その点のご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） ごみの有料化についてはですが、岩手県内では北上市のみの実施というのが現状でございます。当組合でも、構成市町の大船渡市、住田町と数々協議を重ねてきた経緯はございます。しかしながら、今議員もおっしゃられましたけれども、ごみ有料化の大きな目的というのは、ごみの排出を抑制するというのが大きな目的でございます。先ほど管理者から申しあげたとおり、ピーク時から見ると約36%程度ごみの排出量が抑えられているという現状を踏まえまして、実施に踏み切るという具体的な計画はございません。ただし、今後の社会情勢の変化等、色々なものを考慮しながら協議や検討は続けていくべきだというふうに捉えております。以上です。

○10番（熊谷昭浩君） ありがとうございます。

○議長（東堅市君） その他、質疑を許します。山本議員。

○7番（山本和義君） 私からは、先日、大船渡市の当局から、いわゆる資源ごみの回収を今後取りやめると、そしてプラスチックごみ等については、現状は太平洋セメントのいわゆる助燃料で活用されているものを、直接プラスチックごみを燃やすのではなくて、回収する方向で検討しているということで、そうしますともう3月末で資源ごみの回収は止めると、その上で次のやり方に移行していくと、ちょっと早すぎるんじゃないかなあと私は印象を持ったんですが、そうしますと一時的にせよ燃えるごみが増えると思うんですけど、新年度の予算ではその辺は、私も精査してないんですけど、予算上は燃えるごみ等の回収が一時的にせよ増えるというような想定が含まれている予算編成なのかどうか、その辺はどのように検討したのかも含めてお尋ねいたします。

○事務局長（舞良重徳君） 今のお話は、通称セメントごみと言っている、再利用ごみで今年度まで実施しているものを大船渡市の方で中止するということの説明をお聞きになってのお話だと思うんですが、当組合の6年度の予算編成につきましては、燃えるごみにその分が行くんじゃないかということは考慮はしております。ただしですね、色々な民間の事業者の方々がですね、分別をしたものを独自に受け入れている体制が今かなり充実しておりまして、当組合の予算編成に影響するほどのレベルではないとの判断をしましたので、そのような予算編成を組んでおります。以上です。

○7番（山本和義君） 大きな影響はないだろうとの想定だと思いますが、前年度の予算と比べて若干でも改正というか増えているのかどうかと、それから少なくともいいですけど、想定している燃えるごみの増量の方はどのくらいと想定しているのかお聞きします。

○事務局長（舞良重徳君） まず、再利用ごみの回収量というのは200トン前後だという風に理解をしております。当組合の収集事業そして中間処理事業において、年間200トンが増える範囲というのは、十分今までの予算範囲の中で対応できるという風に認識をしております。以上です。

○議長（東堅市君） その他ありませんか。以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。議案第1号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 次に日程第4、議案第2号、令和5年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第2号を定めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは、議案第2号についてご説明いたします。議案書の議案第2号をお開き願います。

議案第2号、令和5年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第2号を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第218条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、別冊の令和5年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第2号により説明させていただきます。

1ページをお開き願います。令和5年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第2号でございます。令和5年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによります。歳入・歳出予算の補正、第1条、既定の歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ160万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、歳入・歳出それぞれ2億3,741万1千円とする。第2項、歳入・歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入・歳出予算の金額は、第1表歳入・歳出予算補正による。

2ページをお開き願います。第1表歳入・歳出予算補正。歳入でございます。款・項・補正額の順に申し上げます。1款分担金及び負担金、1項分担金577万2千円の減。4款繰越金、1項繰越金737万2千円の増。次に、歳出でございます。款・項・補正額の順に申し上げます。3款衛生費、1項清掃費160万円の増。このことから、歳入歳出の合計額を、歳入・歳出とも2億3,741万1千円とするものでございます。

補正予算に関する説明でございますが、最初に6ページをお開き願います。3歳出でございます。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費につきまして、管理棟及び不燃施設敷地内の防護柵の修繕について、不足する修繕料160万円を計上し、繰越金において調整を行うものでございます。

前のページに戻りまして、5ページをお開き願います。2歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項、1目分担金につきまして、事務費分担金の額を繰越金と同額の737万2千円で減額し、修繕料分について建設費分担金として160万円を増額で計上しております。この差額分といたしまして、577万2千円の減額補正を行っているところでございます。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。次に、議案第2号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 以上で、本日の日程を終了いたしましたので、これもちまして令和6年大船渡地区環境衛生組合議会第1回定例会を閉会いたします。

本日はたいへんご苦勞さまでした。

午後1時34分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

大船渡地区環境衛生組合議会議長

署名議員

署名議員